



CW 法に係る木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会
2021 合法木材供給事業者研修会
(併催：「静岡県産材証明制度」に係る運用実務研修会)
(概要報告)

1. 目的：違法伐採問題と「認定事業者の役割」の重要性を認識し、認定事業者における「分別管理」、「文書管理」等所要の手続きを的確に行うために必要な知識を習得する。
制度発足 16 年目となる本年度は、クリーンウッド法施行も踏まえ、更なる「信頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の「責任体制の確立」を目指す。

2. 開催日&会場：

開催日	会場
令和 3 年 10 月 8 日 (金)	浜松市総合産業展示館 (3 階 7・8 議室) 浜松市東区流通元町 20-2
10 月 19 日 (火)	県静岡総合庁舎 (本館 7 階 第 8 会議室) 静岡市駿河区有明町 2-20
10 月 28 日 (木)	プラサヴェルデ (401 会議室) 沼津市大手町 1-1-4

3. 参加者：合計 115 名

西部地区 31 名 (うち認定事業者 25 名)
中部地区 40 名 (うち認定事業者 33 名)
東部地区 44 名 (うち認定事業者 39 名)

4. 内容：

●開会挨拶：静岡県木材協同組合連合会 事務局

日頃の合法制度、県産材証明制度運用の協力に対し、御礼を述べた。
本年は、ウッドショックにより木材が不足・高騰するなど影響を受ける状況の中、「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、その対象が民間の建築物に拡大されたことを説明した。
本会では平成 18 年より合法制度を運営しており、引き続き木材の合法性を担保するには、各自が正しい認識を持って合法性の証明を繋いでいくことが必須であり、その為に認定期間内 (3 年間) に 1 回以上は当研修を受講することで原点に立ち返り、適格な運用に努めて頂きたいと述べた。

●講座 1：県産材の利用促進と静岡県産材証明制度

講師/静岡県経済産業森林・林業局 林業振興課スタッフ

県公共工事で使用する材は、原則「静岡県産材」であること、また、「住んでよし しずおか木の家推進事業」等、県産材証明制度を利用した助成事業と販売管理票の適切な運用と管理に関する注意点をポイントを置き概説された。
更に、県による「定期検査」について、前年度に竣工した公共工事の中から対象を抽出すると説明された。また、運用状況によっては、認定の取消処分が行われることから、適正運用が要請された。

●講座 2： 「現場調査」に見る認定事業者の実態と今後の取り組み

講師／静岡県木材協同組合連合会 事務局スタッフ

現場調査では、「分別管理」、「書類管理」、「運用実務」について訪問して調査を行っており、本年訪問をした 10 社の概要と業況の報告をするとともに、「木材置き場の表示看板の設置」や「PR のぼり旗」を掲げる等の好い事例を紹介した。

また、「書類審査」の結果を概説し、文書の保管期間が5年であること等の運用規定についても説明した。

次に、県内合法木材の仕入と出荷の割合を伝え、ウッドショックの影響を受けながらも、総量と比較して合法木材は助成制度や公共事業に活用するため、減り幅が小さいことを解説した。

最後に、「分別管理」と「書類の管理」を的確に運用することで、「信頼性」と「透明性」を確保するよう伝えた。

●講座 3： クリーンウッド法（CW 法）に係る木材関連事業者の登録制度について

講師／静岡県木材協同組合連合会

CW 法に係る全木連作成の広報動画「その木材 合法性を確認していますか？」（事業者向け）を放映し、木材の合法性および CW 法の概要について理解を促した後、下記の説明に入った。

CW 法は、業界団体の認定とは別に、法律に基づく認定機関（6 機関）が合法性の認証している制度であり、全国で 564 社が登録をしている。登録者の多くは、全国規模で事業展開している企業であることを説明した。

また、林野庁の補助事業では、CW法に基づく「登録木材関連事業者」となることで、申請枠の拡大や助成金の上乗せ等の優遇措置があることを紹介した。CW 法に基づく登録手続きの詳細等は、「CW ナビ」を参考にするよう伝えた。

●入門講座 1： 広報ビデオ「未来をつくる Goho-wood」

製作／一般社団法人 全国木材組合連合会

～世界の違法伐採に対応する合法性が証明された木材供給の日本の取り組み～

●入門講座 2： 合法木材供給システム「入門講座」

講師／静岡県木材協同組合連合会

合法木材制度に関する「背景」、「需要の動向」等を概説した。

また、県発注の公共建築物や県費事業等では、「県産材証明」と「合法証明」のダブル証明が必要であると説明し、証明発行時に記載する必須事項について説明した。

また、3つの合法証明方法について説明し、特に「森林認証制度」について認証機関の紹介と、合法証明制度との違いを解説した。

最後に、認定事業者が 15 年以上、ルールを守って運営をしているため、公共事業や補助事業にも認められている制度になっていることを伝え、引き続き「役割を自覚」すること、責任をもって「合法証明」のバトンをつなげていくことが重要であり、“信頼性”と“透明性”を確保し、自ら PR していくことが必要であると説明した。

5. アンケート :

(西部) 回収数	23 名	(対象	26 名、回収率	88.4%)
(中部) 回収数	33 名	(対象	35 名、回収率	94.2%)
(東部) 回収数	39 名	(対象	39 名、回収率	100.0%)
(合計)	95 名	(対象	100 名、回収率	95.0%)

2021 合法木材供給事業者研修会 (写真集)



10/8 西部会場

10/19 中部会場

10/28 東部会場

